

トラック運転者の

令和
6年4月～
適用

労働時間等の 改善基準の ポイント

令和6年2月22日 広島労働局 労働基準部 監督課

1

拘束時間・休息期間

5

特例

2

運転時間

6

時間外労働、休日労働

3

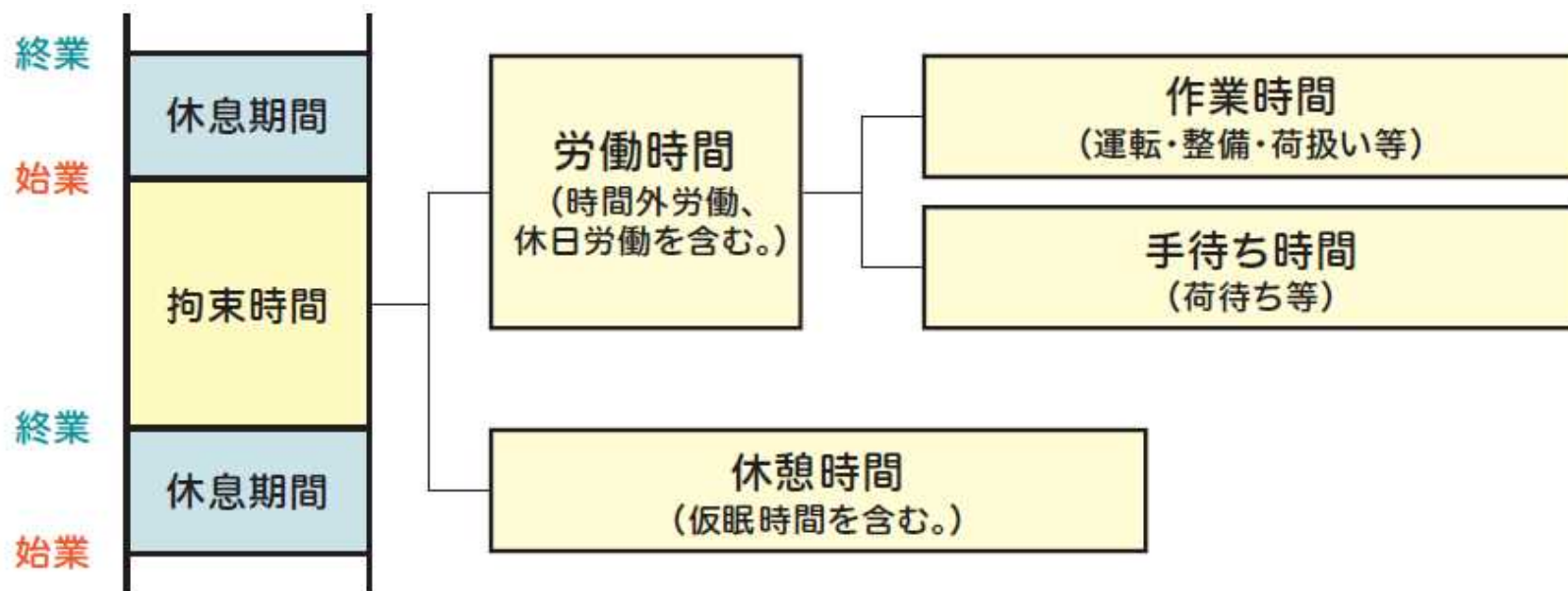
連続運転時間

4

予期しない事象への対応

1 拘束時間、休息期間

1 拘束時間と休息期間の定義



1 拘束時間、休息期間

2 1年、1か月の拘束時間

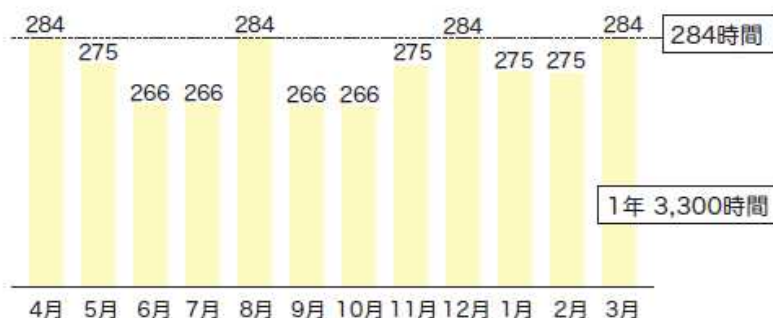
【原則】

1年の拘束時間は3,300時間以内、かつ、1か月の拘束時間は284時間以内

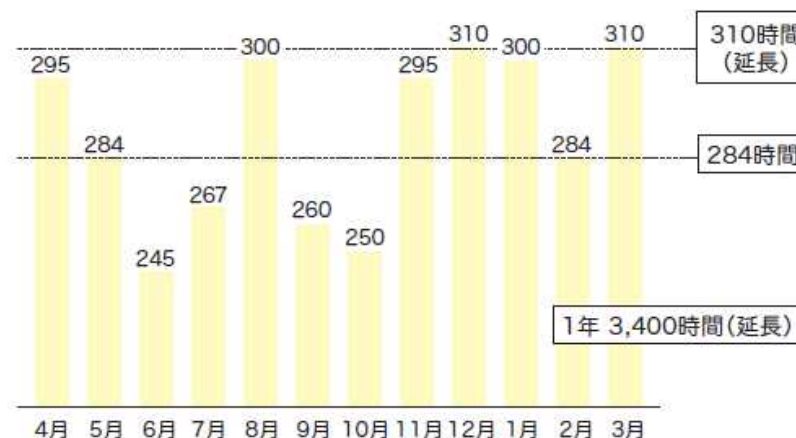
【例外】

労使協定により、1年のうち6か月までは、1年の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲内で1か月の拘束時間を310時間まで延長することが可能

【原則】
例



【例外】
例



1 拘束時間、休息期間

5

3 1日の拘束時間

【原則】

1日(始業時刻から起算して24時間をいう。)の拘束時間は13時間以内とし、これを延長する場合であっても、上限は15時間

※ 14時間を超える拘束時間は週あたり2回までが目安

【例外】

宿泊を伴う長距離貨物輸送の場合、1週について2回に限り、1日の拘束時間を16時間まで延長することが可能



『宿泊を伴う長距離貨物輸送』

1週間の運行がすべて長距離貨物輸送で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるもの場合

「長距離貨物輸送」… 一の運行の走行距離が450km以上の貨物輸送

「一の運行」… 自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまで

1 拘束時間、休息期間

4 1日の休息期間

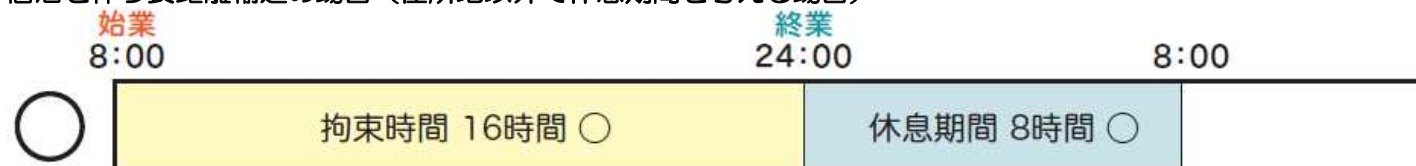
【原則】

1日の休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない

【例外】

宿泊を伴う長距離貨物輸送の場合、1週について2回に限り、継続8時間以上とすることが可能。ただし、例外によって休息期間が9時間を下回る場合は、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えなければならない

宿泊を伴う長距離輸送の場合（住所地以外で休息期間を与える場合）



※ 運行終了後、12時間以上の休息期間が必要

2 運転時間

1 2日平均1日の運転時間

2日を平均した1日当たり(2日平均1日)の運転時間は、9時間以内

- ① 特定日の運転時間(A時間)と特定日の前日の運転時間(B時間)との平均
- ② 特定日の運転時間(A時間)と特定日の翌日の運転時間(C時間)との平均

特定日の前日(N-1日)	特定日(N日)	特定日の翌日(N+1日)
B時間	A時間	C時間

$$\frac{\text{B時間} + \text{A時間}}{2} \quad \text{と} \quad \frac{\text{A時間} + \text{C時間}}{2}$$

いずれも9時間を超えた場合は改善基準告示違反

2 運転時間

2 2週平均1週の運転時間

2週間を平均した1週間当たり(2週平均1週)の運転時間は、44時間以内



3 連続運転時間

1 原則と例外

【原則】

- 連続運転時間は4時間以内
- 運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、30分以上の運転の中断が必要
中断時には、原則として休憩を与えなければならない
- 運転の中断は、1回がおおむね連続10分以上とした上で分割することもできる
ただし、1回が10分未満の運転の中断は、3回以上連続してはならない

【例外】

サービスエリア又はパーキングエリア等が満車である等により駐車又は停車できず、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合には、4時間30分まで延長することができる

1 規定内容

- ・ **トラック運転者が、災害や事故等の通常予期し得ない事象に遭遇し、運行が遅延した場合、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から、予期し得ない事象への対応時間を除くことができる**
 - ・ **この場合、勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない)を与えることが必要**
- ※ 1か月の拘束時間等の他の規定からは、予期し得ない事象への対応時間を除くことはできない

2 予期し得ない事象への対応時間

予期し得ない事象であること

- ① 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと
- ② 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと
- ③ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと
- ④ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと

運転日報に加え、客観的な記録により確認できること

予期し得ない事象への対応時間とは、上記2つの要件を満たす時間のことをいう

1 分割休息

業務の必要上、勤務終了後、継続9時間以上(宿泊を伴う長距離貨物運送の場合は継続8時間以上)の休息期間を与えることが困難な場合、次に掲げる要件を満たすものに限り、当分の間、一定期間(1か月程度を限度とする。)における全勤務回数¹の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる

- ・ 分割された休息期間は、1回当たり継続3時間以上とし、2分割又は3分割とする
- ・ 1日において、2分割の場合は合計10時間以上、3分割の場合は合計12時間以上の休息期間が必要
- ・ 休息期間を3分割する日が連続しないよう努める必要がある

2 2人乗務

【原則】

トラック運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合であって、車両内に身体を伸ばして休息することができる設備があるときは、拘束時間を20時間まで延長するとともに、休息期間を4時間まで短縮することができる

【例外】

設備が次の①②のいずれにも該当する車両内ベッドであり、かつ、勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与える場合は、拘束時間を24時間まで延長することができる

この場合において、8時間以上の仮眠時間を与える場合には、当該拘束時間を28時間まで延長することができる

- ① 長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であること
- ② クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること

3 隔日勤務

【原則】

業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、2暦日の拘束時間が21時間を超えず、かつ、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える場合に限り、トラック運転者を隔日勤務に就かせることができる

【例外】

- 事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4時間以上の仮眠を与える場合には、2週について3回を限度に、この2暦日の拘束時間を24時間まで延長することができる
- 2週における総拘束時間は126時間（21時間×6勤務）を超えることができない

「隔日勤務」…………… 始業及び就業の時刻が同一の日に属さない勤務（日をまたいだ勤務）

4 フェリー

- ・トラック運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合、フェリーに乗船している時間は、原則として、休息期間として取り扱う
- ・その場合、休息期間とされた時間を与えるべき休息期間の時間から減ずることができる。ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない
- ・なお、フェリーの乗船時間が8時間^(※)を超える場合には、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される

※ 2人乗務の場合には4時間、隔日勤務の場合には20時間

1 時間外労働・休日労働の限度

1日8時間、1週40時間を超えて労働させる場合には、36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出なければならない

時間外労働の上限時間は原則として1か月45時間、1年360時間。臨時的に上限時間を超える場合でも、1年960時間を超えてはならない

	1か月	1年
原則	45時間	360時間
上限	—	960時間

2 休日労働の回数

休日労働は2週について1回が限度



おつかれさまでした